

第32回社会福祉士・第22回精神保健福祉士 国家試験 受験対策 web 講座

社会保障

朝比奈 朋子（東京成徳大学）

現職：東京成徳大学 応用心理学部 福祉心理学科 准教授

最終学歴：淑徳大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程（単位取得満期退学）

経歴：医療ソーシャルワーカー、川村学園女子大学講師・准教授を経て、現在に至る

保有資格：社会福祉士

研究テーマ：現代日本における貧困問題の実証研究

受験生へのメッセージ

「社会保障は苦手」という声をよく聞きますが、現に、私たちは様々な社会保障制度との繋がりの中で生活をしています。そして、社会保障制度は生存権によって保障されたセーフティーネットであり、ソーシャルワーカーが関わる方々の生活を支える重要な制度です。「正しい知識」を持った社会福祉士・精神保健福祉士を目指してください。

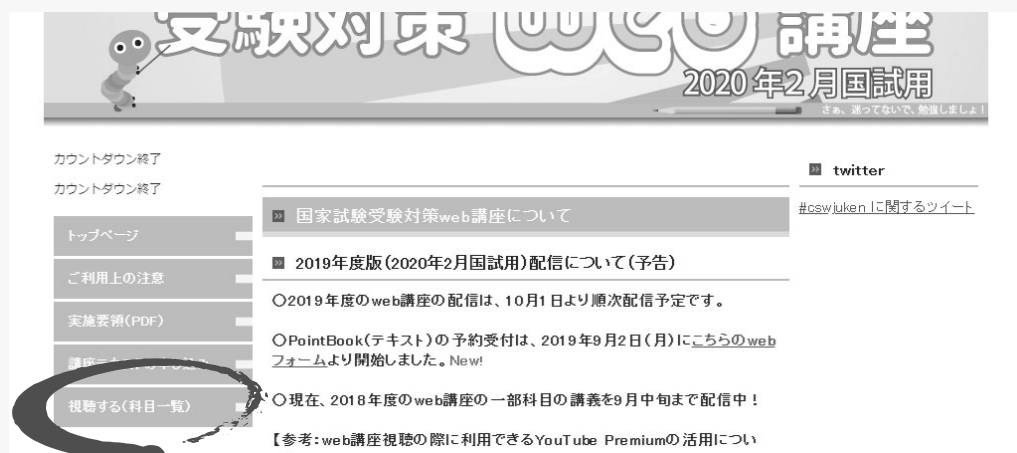


受験対策 web 講座



アクセス用 QR コード

- ① 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
ホームページに開設されている『社会福祉士・
精神保健福祉士国家試験受験対策 web 講座
特設サイト』にアクセスしてください。
- ② ホームページの左側にある【視聴する（科目一覧）】各科目名をクリック
すると、該当科目の講座映像が視聴できます。



- ③ このページ下部の『web 講座の利用について』『ご利用の前に』をよく
お読みの上、視聴してください。

受験対策 web 講座の 利用について

本連盟がこの web 講座映像配信で利用している動画配信サイト【YouTube】は、利用規約により、講座映像の商用利用を禁止しています。

この web 講座を、パブリックビューイング形式（独自に会場等を設定して講義映像を放映し、複数の方が視聴すること）で利用する場合、参加費等の費用を視聴者から徴収することはできませんのでご注意ください。さらに、受験対策 Point Book をコピーして配布することは、固く禁じます。

なお、【YouTube】の利用規約に違反し、損害賠償や訴訟等法的措置が講じられた場合は、当該違反者がその責任を負うものとし、本連盟は一切の責任を負いません。

ご利用の前に

- 『受験対策 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』は、国家試験直前の受験対策として本連盟が作成しています。『受験 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』は、必ずしも国家試験の合格を保障するものではありませんので、各自の判断によりご利用ください。web 講座映像や受験対策 Point Book の視聴・購読によって、視聴した者及びその関係者が不利益を被った場合も、本連盟及び当該科目担当講師は一切責任を負いません。
- 本講座では、個人からの講義内容に関する本連盟及び講師への意見・質問・疑義照会は受け付けておりません。
- 『受験対策 Point Book』は、各講師が国家試験までに最低限押さえておくべきポイントを絞って作成しています。講義内で口頭のみで説明している内容は、各自調べて理解を深めてください。
- 『受験対策 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』の内容に万が一訂正があった場合は、特設サイト内の当該講座の視聴ページに訂正・補遺を掲載します。
- 『受験対策 Point Book』の点訳資料及び講義映像内の字幕・手話通訳はご用意できません。
- 乱丁・落丁本はお取り替えしますので、現物を着払いでご返送ください。

I. 科目の概要

1. 過去の出題傾向

近年、1～2年ごとに出题傾向に多少の変化が見られる。とはいえ、「社会保障に関して」と「社会保障制度（主に各社会保険制度）」に大別できる。そのうち、2問程度は事例である。事例は複数の社会保障制度の知識が問われる実践的な内容である。事例を含めて、近年は全体的に基本的な事項を問う問題が中心となっている。第31回試験に限ると、統計や白書等に関する出題がなく、久しぶりに民間保険に関する出題があった。

2. 対策のポイント

1) 他の科目と重複した出題内容が見られるため、関連科目と並行して学習すると効果的である。

- ・「社会保障に関して」のうち、高齢社会や労働との関連、各制度の発展（歴史）は「現代社会と福祉」で、財政に関することは「福祉行財政と福祉計画」での学習と重複する。
- ・「社会保障制度（主に各社会保険制度）」のうち、医療保険に関しては「保健医療サービス」で、介護保険及び地域包括ケアシステムに関しては「地域福祉の理論と方法」、「高齢者に対する支援と介護保険制度」（社会福祉士専門科目）での学習と重複する。

2) 学習の中心は、各社会保険制度の具体的な理解である。

- ・各社会保険制度を「覚える」のではなく、どのような生活事故に対応し、何を保障しているのかをしっかりと理解した上で制度の詳細を学習すること。
- ・事例問題にも出題されるため、各制度を一つひとつ理解するのではなく、他の社会保険制度の差異や社会福祉制度との関連を念頭に置いた学習をすること。

第31回 問題51 民間会社の正社員Dさん（45歳）と父親Eさん（要介護4）の事例

Q1. Dさんが介護休業制度を利用し、賃金が支払われなかった場合、**雇用保険**の介護休業給付金を受給することができるか→できる

Q2. Dさんが介護のために短時間勤務になり収入が減った場合、**労働者災害補償保険**から特別障害者手当が支給されるか→されない

Q3. Eさんが介護保険の居宅サービスを利用する場合、保険給付の区分支給限度基準額は、Eさんの所得に応じて決定されるか→されない

II. 国家試験までに最低限押さえておくべきポイント（基本的な事項）

1. 社会保障の概念や対象及びその理念

1) 社会保障の概念

①1950（昭和25）年 社会保障制度審議会勧告

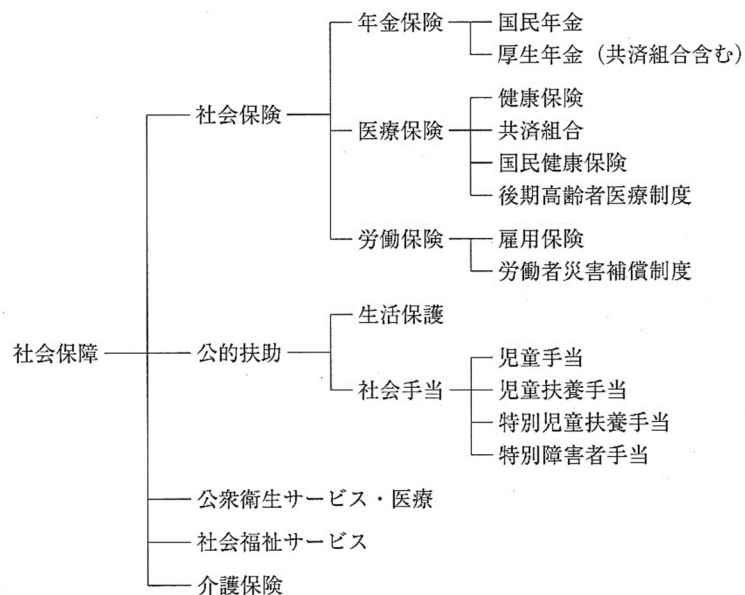
「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他の困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすること」

- ・困窮の原因（生活上のリスク）：疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子
- ・方法：保険的方法または公の負担における経済保障
→日本の社会保障制度が整備された

- ②1952（昭和 27）年 社会保障の最低基準に関する条約 ILO（国際労働機関）第 102 号条約
医療、疾病、失業、業務災害、家族、出産、障害、老齢、遺族の 9 項目の給付に最低基準を定めた。
- ③1962（昭和 37）年 社会保障制度審議会勧告
低所得層に対して社会福祉政策が重視されなければならないとした。
- ④1995（平成 7）年 社会保障制度審議会勧告
「社会保障体制の再構築－安心して暮らせる 21 世紀の社会をめざして」
…基本理念「広く国民に健やかで安心できる生活を保障すること」を掲げる

2) 社会保障の範囲

①体系図（制度別）



出典：渋谷哲編（2017）『低所得者への支援と生活保護制度』P. 39

②社会保険と公的扶助の違い

	社会保険	公的扶助
給付要件	・ 保険事故の発生と保険料の拠出による給付 ・ 保険料未納は給付が受けられない	・ 資産調査による給付決定のため、給付に関してスティグマが伴いやすい ・ 公費負担による給付
給付内容	・ 給付内容は程度ごとに画一給付	・ 給付内容は最低生活基準の不足分の個別的給付

社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験ワークブック編集委員会編集（2019）『社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験ワークブック 2020 [共通科目編]』P. 288 及び渋谷哲編（2017）『低所得者への支援と生活保護制度』P. 43 を基に作成

3) 社会保障の機能・役割

- ①社会的セーフティーネット機能
- ②生活安定・向上機能：貧困の予防・救済、生涯にわたる生活の安定
- ③所得再分配機能
- i . 垂直的所得再分配：高所得者から低所得者へ 例：生活保護
 - ii . 水平的所得再分配：同一所得層間 例：医療保険
- ④社会の安定および経済の安定・成長への貢献

4) 社会保障制度の発達（歴史）

①外国の歴史

i. イギリス 世界で最初の公的扶助

1601 年 エリザベス救貧法 貧民を分類して救貧事業を行った

…労働能力のある貧民は労働の強制、労働能力のない貧民は収容保護

1834 年 新救貧法 院外救済の禁止、劣等処遇の原則、救貧行政の中央集権化

1942 年 ベヴァリッジ報告（社会保険と関連サービスに関する報告）

・窮乏、疾病、無知、不潔、怠惰（無為）の 5 巨大悪に対する社会保障

・ナショナル・ミニマムの所得保障を行う均一拠出・均一給付の社会保険を中心とする社会保障計画

ii. ドイツ 世界で最初の社会保険制度の導入

1883 年 疾病保険 1884 年 災害保険 1889 年 養老および廃疾保険

iii. アメリカ 世界で最初の社会保障という言葉を使った法律の制定 1935 年 社会保障法

②日本の歴史

健康保険法 1922（大正 11）年	鉱工業労働者、被保険者本人に業務外と業務上の療養給付
国民健康保険法 1938（昭和 13）年	市町村・職域を単位とする任意設立の保険組合 →1958（昭和 33）年全面改正：市町村義務設置、強制加入 →1961（昭和 36）年、国民皆保険の実現
厚生年金法 1944（昭和 19）年	1941（昭和 16）年制定の労働者年金法（対象：男子肉体労働者）を改正、対象を事務・女子労働者に拡大
労働者災害補償法 1947（昭和 22）年	→1973（昭和 48）年、通勤災害も対象
失業保険 1947（昭和 22）年	→1974（昭和 49）年全面改正：雇用保険法に名称変更
国民年金法 1959（昭和 34）年	20 歳から 60 歳未満の一般国民を対象、従業員 5 人未満の零細企業従事者、都市農村の自営業者などを対象 →1961（昭和 36）年実施、国民皆年金の実現

社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験ワークブック編集委員会編集（2019）『社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験ワークブック 2020 [共通科目編]』P. 285 を基に作成

2. 社会保障制度の体系

1) 年金保険制度の具体的内容

①年金保険制度のしくみ

・国民皆年金制度：20 歳以上 60 歳未満の人が全て加入

・年金保険は長期間にわたって所得が失われるような生活事故に備える保険

→老齢年金、障害年金、遺族年金

・財政方式：賦課方式

第 31 回 問題 52

Q2. 老齢基礎年金は、25 年間保険料を納付して満額の支給が受けられるか

→受けられない

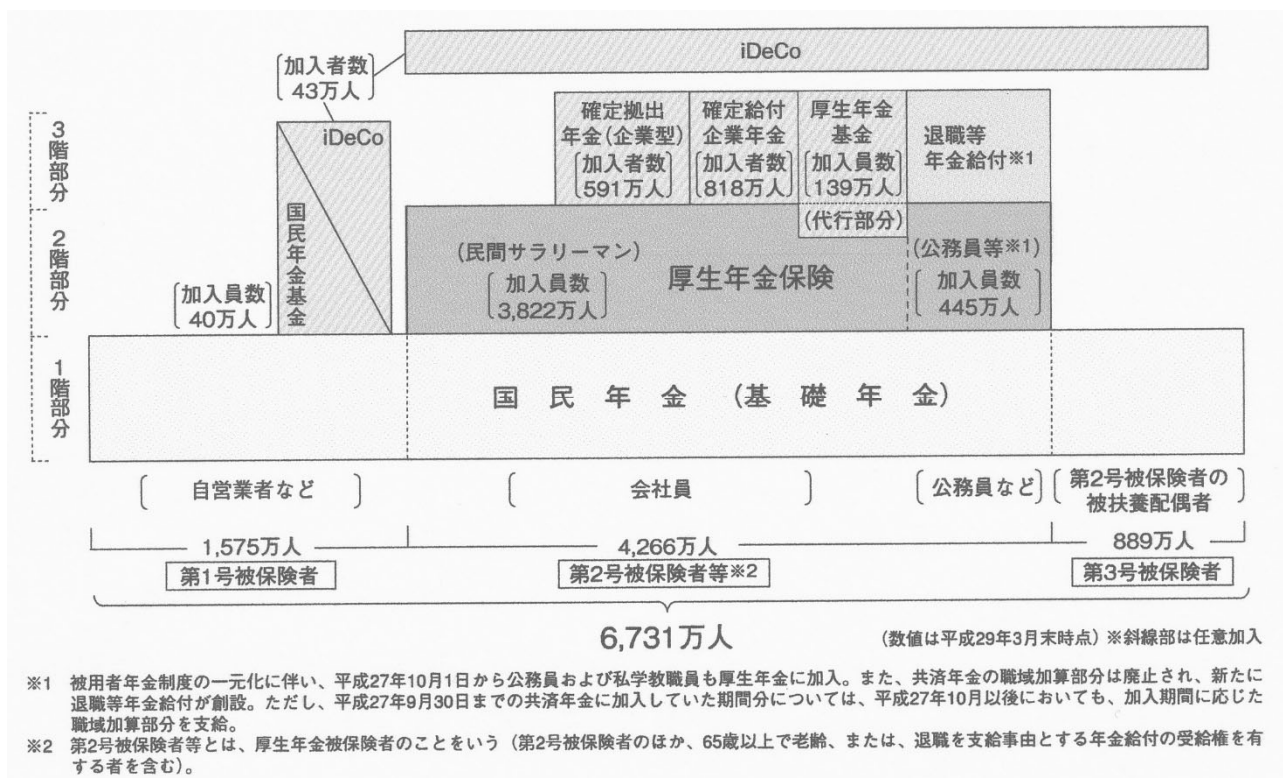
②年金保険制度の沿革（主なもの）

1985（昭和 60）年	・基礎年金の導入→年金制度の一元化 ・被用者の妻の全てに国民年金加入の義務化
2003（平成 15）年	・厚生年金保険：総報酬制の実施
2004（平成 16）年	・保険料水準固定方式の導入 ・マクロ経済スライドの導入 ・保険料の多段階免除制度の導入（第一号被保険者） ・基礎年金の国庫負担を 2 分の 1 に引き上げ
2011（平成 23）年	・年金確保支援法制定→将来無年金者、低所得者の発生を防止する改正
2012（平成 24）年	・社会保障・税の一体改革に関連した改正 ・基礎年金の受給資格期間を 10 年に短縮（従来は 25 年以上） ・被用者年金の一元化（共済年金は厚生年金に統一）
2016（平成 28）年	・国民年金の第一号被保険者の産前産後の保険料免除

社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験ワークブック編集委員会編集（2019）『社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験ワークブック 2020 [共通科目編]』P. 300 を基に作成

③年金保険制度の体系

- ・国民年金（基礎年金）：20 歳以上 60 歳未満の全ての人が被保険者となる→給付は基礎年金
- ・厚生年金（2 階部分）：被用者（会社員、公務員等）は基礎年金の上乗せとして厚生年金に加入→給付は基礎年金に上乗せした報酬比例年金
- ・私的年金（3 階部分）：希望する者は iDeCo（個人型確定拠出年金）等の私的年金に任意で加入し、さらに上乗せの給付を受けることができる



出典：厚生労働省（2019）『厚生労働白書（平成 30 年度版）』ぎょうせい P236

i. 被保険者

A. 第1号被保険者：国民年金に直接加入

- ・20歳以上60歳未満の人で、第2号被保険者にも第3号被保険者にも分類されない人
- ・自営業者、農業者、無業者等

B. 第2号被保険者：被用者年金である厚生年金を通して国民年金に加入

- ・70歳未満の被用者（民間サラリーマン、公務員）

短時間労働者の場合：以下の全ての要件を満たす場合には適用（2016（平成28）年～）

- ▶労働時間が週20時間以上、▶賃金8.8万円/月以上、▶雇用期間が1年以上と見込まれる、
- ▶学生でない、▶従業員501人以上の企業

（労使の同意があれば500人以下でも可 2017（平成29）年～）

C. 第3号被保険者：国民年金に直接加入

- ・20歳以上60歳未満の人で、第2号被保険者（民間サラリーマン、公務員）に扶養されている配偶者

④国民年金

i. 保険料

A. 第1号被保険者：定額16,340円/月 2017（平成29）年4月～

保険料免除制度 法定免除：生活扶助受給者、障害基礎年金受給権者、等

申請免除：無所得者、所得が一定額以下の者に4区分で免除

→保険料免除期間は、資格期間に算入され、減額されるが、国庫負担分は老齢基礎年金額に反映される。10年以内は追納できる。

猶予 ▶学生納付特例制度 一定所得以下の学生が申請により保険料納付を猶予される。

→10年以内に追納しないとその期間は老齢基礎年金額に反映されない

（障害基礎年金・遺族基礎年金は満額給付）

▶保険料納付猶予制度 50歳未満で一定所得以下の場合（配偶者がいる場合は配偶者も含む）に申請により保険料納付を猶予される。

→10年以内に追納しないと資格期間には算入されるが年金額には反映されない

B. 第3号被保険者：保険料負担なし →被用者年金の保険者が保険料負担

ii. 給付…老齢・障害・遺族基礎年金として給付が行われる

A. 老齢基礎年金

支給 受給資格期間が10年以上ある者（2017（平成29）年7月までは25年以上）に対して

65歳から支給。受給資格期間：保険料納付済期間＋保険料免除期間＋合算対象期間

繰上げ支給・繰下げ支給 老齢基礎年金の支給開始年齢は原則65歳→本人の希望によって

「繰上げ（減額）支給：60～64歳」、「繰下げ（増額）支給：66歳～」ができる。

B. 障害基礎年金

支給 ①障害認定日（初診日から1年6カ月を経過した日、または、その間に治った場合は

治った日）において障害等級（年金独自基準で、基礎・厚生年金とも同一）に定め

る障害の状態（1・2級）にあり、②初診日前に保険料納付期間と保険料免除期間

を合わせた期間が被保険者期間の3分の2以上ある場合

年金額 障害等級1級…老齢基礎年金満額と同額×1.25＋子の加算

障害等級2級…老齢基礎年金満額と同額＋子の加算

C. 遺族基礎年金

支給 国民年金の被保険者等が死亡したとき、子のある配偶者または子に支給

年金額 定額…老齢基礎年金満額と同額＋子の加算

⑤厚生年金

i. 対象：国民年金第2号被保険者

ii. 保険料

保険料率（18.3%）と総報酬（標準報酬月額と標準賞与）とで算出

…被保険者と事業主で折半して負担

＊産前産後休業期間及び育児休業期間中…保険料免除（被保険者および事業者）

iii. 給付…老齢・障害・遺族厚生年金として給付が行われる

A. 老齢厚生年金

支給 老齢基礎年金の支給要件を満たしていて、厚生年金保険の被保険者期間が1か月以上ある者に65歳から支給

年金額 平均標準報酬額（在職中の標準報酬月額と標準賞与額と被保険者期間とで算出）に被保険者期間と一定の給付乗率を掛けて算出

→在職中の給与・賞与と被保険者期間に比例

在職老齢年金 60歳以上で厚生年金の適用事業所で働いている者の老齢厚生年金の支給を調整するしくみ…65歳未満と65歳以上では調整方法が異なる

離婚時分割 離婚等をした場合、婚姻期間中の標準報酬について、扶養配偶者の同意か裁判所の決定があれば、2分の1を上限に分割できる

B. 障害厚生年金

支給 厚生年金保険に加入している期間中に初診日がある傷病が原因で障害基礎年金に該当する障害が生じた時

年金額 障害等級1・2級…障害基礎年金に上乗せ（被扶養配偶者がいる場合は加算）

障害等級3級（被扶養配偶者加算なし）…最低保障額が決められている

C. 遺族厚生年金

支給 ①被保険者が死亡したとき、②被保険者であった間に発生した傷病が原因で初診日から5年以内に死亡したとき等に遺族に支給

遺族の範囲 ①遺族基礎年金の支給対象となる遺族、②子のない妻、③被保険者が死亡したときに55歳以上の夫、父母、祖父母、④孫

30歳未満で子のない妻：5年間で受給権を喪失

年金額 老齢厚生年金の4分の3

2) 医療保険制度の具体的内容

①医療保険制度の仕組み

・国民皆保険制度

・加入者数の多さで大別すると…

i) 一般被用者保険 A. 協会けんぽ（主に中小企業の被用者） B. 組合健保（主に大企業の被用者）

ii) 国民健康保険 A. 市町村国保（国保組合以外の自営業者、農業者等）

B. 国保組合（同業種等の組合）

iii) 各種共済保険 A. 国家公務員共済 B. 地方公務員共済 C. 私立学校教職員共済

iv) 後期高齢者医療制度（75歳以上の者、及び65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にあると広域連合が認定した者）

保険給付 i) 医療給付…自己負担額は年齢、及び所得により異なる

ii) 現金給付…被用者保険とそれ以外では給付内容が異なる

概 要

医療保険制度の概要

(平成30年6月時点)

制 度 名				保 険 者 (平成29年3月末)	加入者数 (平成29年3月末)	保 険 給 付				財 源								
						医 療 給 付				現金給付	保険料率	国庫負担・補助						
						一部負担	高額療養費制度、 高額医療・介護合算制度	入院時食事 療養費	入院時生活 療養費									
健康 保 険	一般被用者	協会 けんぽ	全国健康 保険協会	38,071 [22,428] [15,643]	義務教育就学後から 70歳未満 3割	(高額療養費制度) ・自己負担限度額 (70歳未満の者) (年収約1,160万円～) 282,600円+医療費42,000円×1% (年収約770～約1,160万円) 167,400円+医療費58,000円×1% (年収約370～約770万円) 81,100円+医療費257,000円×1% (～年収約370万円) 57,600円 (住民税非課税) 35,400円 (70歳以上75歳未満の者) (現役並み所得者) 80,100円+医療費267,000円×1%、 外米(個人ごと) 57,600円 (一般) 57,600円、 外米(個人ごと) 14,000円(年144,000円) (住民税非課税世帯) 24,600円、外米(個人ごと) 8,000円 (住民税非課税世帯のうち特に所得の低い者) 15,000円、外米(個人ごと) 8,000円	(食事療養標準 負担額) ・住民税課税 世帯 1食につき 460円 ・住民税非課 税世帯 90日目まで 1食につき 210円 91日目から 1食につき 160円 ・特に所得の 低い住民税 非課税世帯 1食につき 100円	(生活療養標準 負担額) ・医療区分(Ⅰ) (Ⅱ)(Ⅲ) 1食につき 460円 +1日につき 370円 ・住民税非課 税世帯 1食につき 210円 +1日につき 370円 ・特に所得の低 い住民税非課 税世帯 1食につき 130円 +1日につき 370円 ※療養病床に入 院する65歳以 上の方が対象 ※難病等の入院 医療の必要性 の高い患者の 負担は求めな い	・傷病手当金 ・出産育児一 時金 等	10.00% (全国平均)	給付費等の 16.4%							
		組 合	健康保険組合 1,399	29,463 [16,284] [13,179]		同上 (附加給付 あり)	各健康保険 組合によっ て異なる	定 額 (予算補助)										
	各 種 共 済	国家公務員 地方公務員等 私学教職員	20共済組合 64共済組合 1 事業団	全国健康 保険協会		19 [13] [6]	義務教育就学前 2割	70歳以上75歳未満 2割(※) (現役並み所得者 3割) (※) 平成26年3月 末 ま でに既に70歳に達 している者 1割	・世帯合算基準額 70歳未満の者については、同一月における21,000円以上の 負担が複数の場合は、これを合算して支給 ・多数該当の負担軽減 12月間に3回以上該当の場合の4回目からの自己負担限 度額 (70歳未満の者) (年収約1,160万円～) 140,100円 (年収約770～約1,160万円) 93,000円 (年収約370～約770万円) 44,400円 (～年収約370万円) 44,400円 (住民税非課税) 24,600円 (70歳以上の現役並み所得者・一般所得者) 44,400円 ・長期重篤疾病患者の負担軽減 血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等の自己負担 限度額10,000円 (ただし、年収約770万円超の区分で人工透析を行う70歳 未満の患者の自己負担限度額20,000円) (高額医療・高額介護合算制度) 1年間(毎年8月～翌年7月)の医療保険と介護保険にお ける自己負担の合算額が著しく高額になる場合に、負担を 軽減する仕組み。自己負担限度額は、所得と年齢に応じき め額が設定。	同上	同上	・傷病手当金 ・出産育児一 時金 等	1歳日額 390円 11歳 3,230円	給付費等の 16.4%				
						船 員 保 険									122 [58] [64]	同上	9.60% (疾病保険料 率)	定 額
国 民 健 康 保 険	農業者 自営業者等 被用者保険 の退職者	市町村 1,716 国保組合 163 市町村 30,126 国保組合 2,814	16,778	3割	同上	同上									・特に所得の低 い住民税非課 税世帯 1食につき 100円	・世帯毎に応益割 (定額)と応能 割(負担能力に 応じて)を賦課 保険者によっ て賦課算定方式 は多少異なる	1歳日額 390円 11歳 3,230円	給付費等の 16.4%

- (注) 1. 後期高齢者医療制度の被保険者は、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者で一定の障害にある旨の広域連合の認定を受けた者。
2. 現役並み所得者は、住民税課税所得145万円(月収28万円以上)以上または世帯に属する70～74歳の被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以上の者。ただし、収入が高齢者複数世帯で520万円未満若しくは高齢者単身世帯で383万円未満の者、及び旧ただし書所得の合計額が210万円以下の者は除く。特に所得の低い住民税非課税世帯とは、年金収入80万円以下の者等。
3. 国保組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入する者及びその家族については協会けんぽ並とする。
4. 加入者数は四捨五入により、合計と内訳の和とが一致しない場合がある。
5. 船員保険の保険料率は、被保険者保険料負担軽減措置(0.50%)による控除後の率。

出典：厚生労働省(2019)『厚生労働白書(平成30年度版)』ぎょうせい、P27

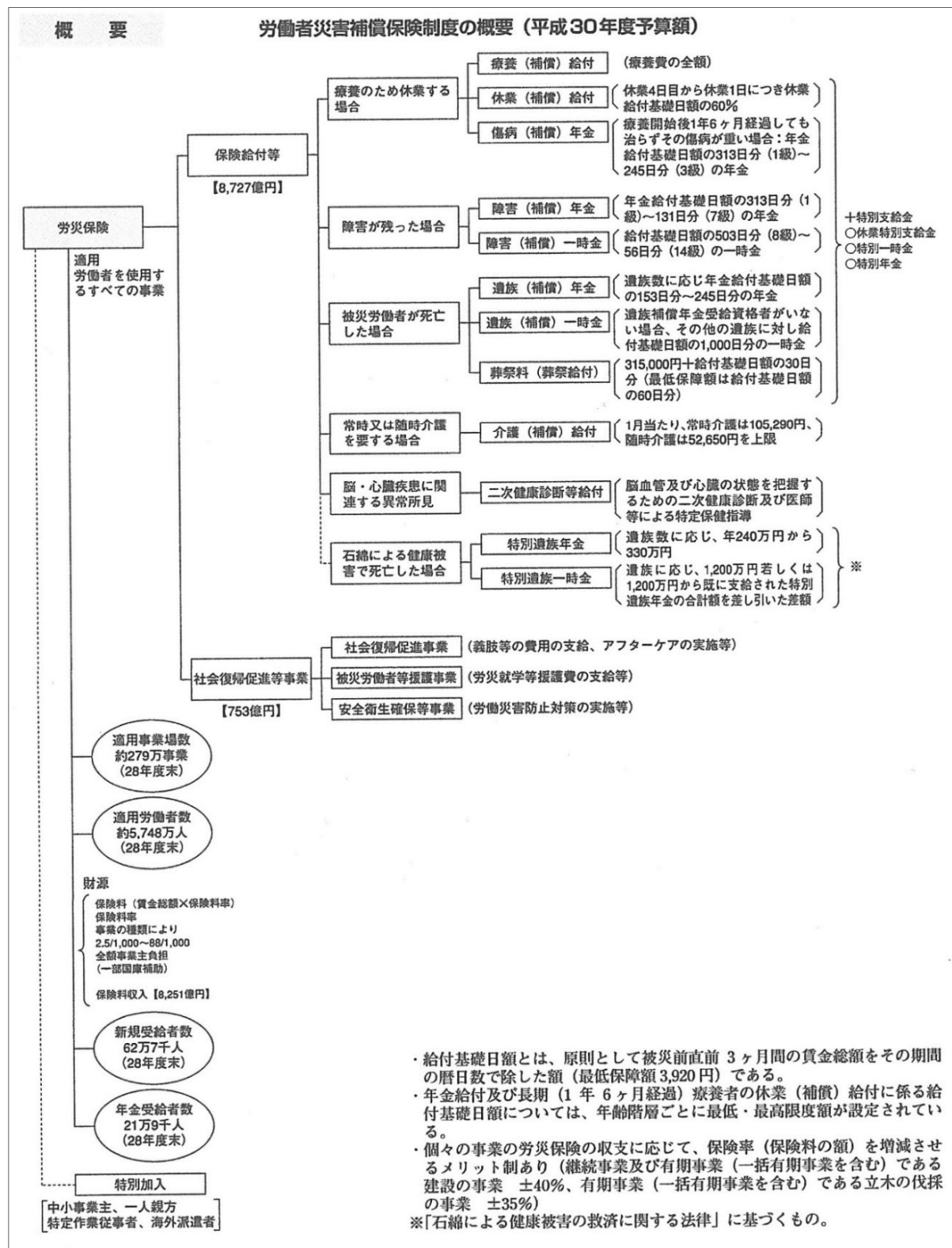
第31回 問題54 会社員Fさん(健康保険の被保険者)と妻Gさん(Fさんの健康保険の被扶養者)の事例

Q3. 4. 仕事を休む場合、FさんとGさんは傷病手当金が支給されるか

→Gさんは支給されない

3) 労働者災害補償保険制度の概要

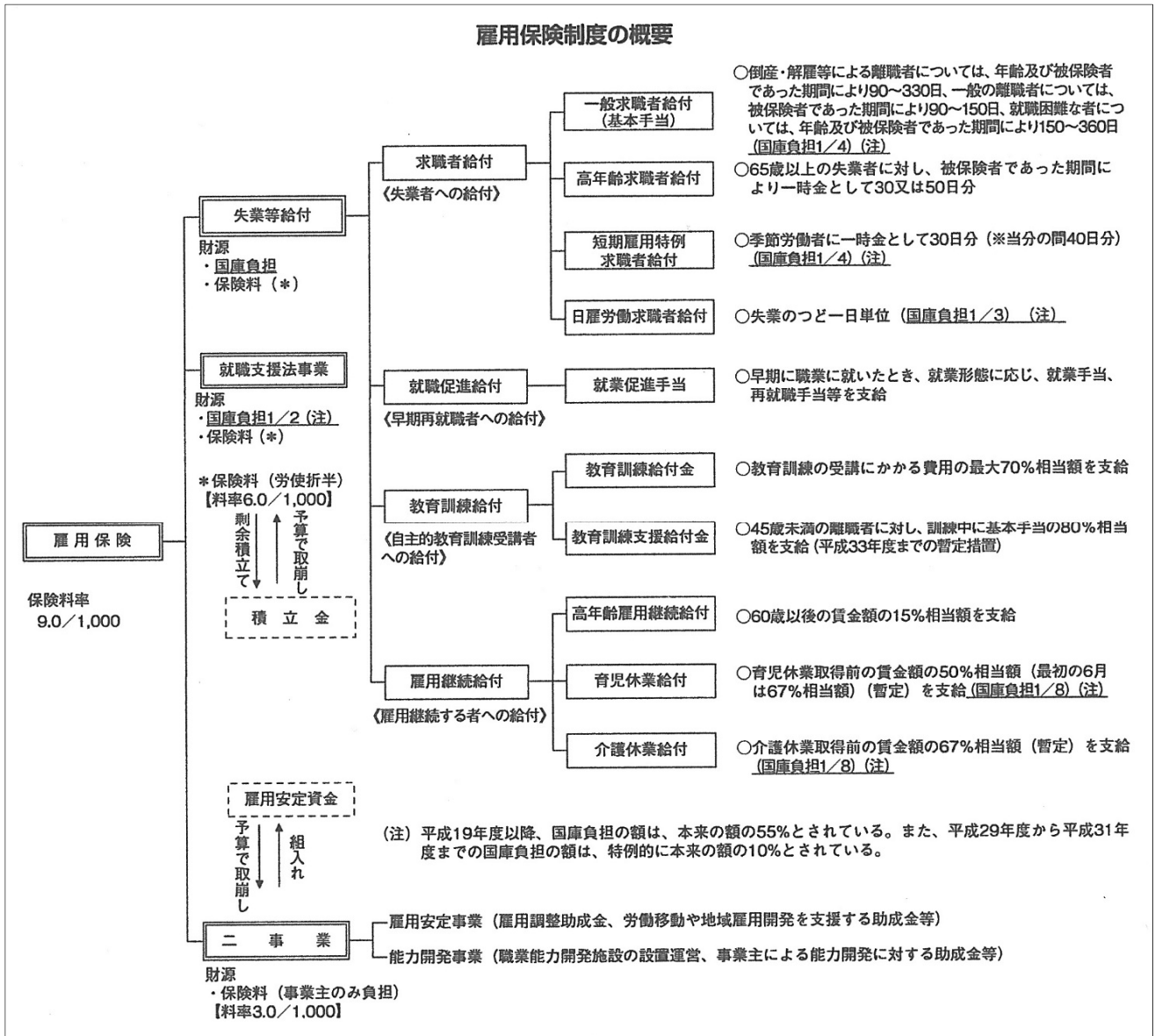
- ・ 政府が管掌する強制保険制度：公務員以外の労働者を雇用する全ての事業が対象
 …労災保険の適用を受ける労働者：適用事業所に使用され賃金を支払われる者全て
- ・ 労災保険の目的 ①業務上の事由または通勤による労働者の負傷、疾病、障害または死亡について保険給付を行うこと（業務災害・通勤災害）、②被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者や遺族の援護、適正な労働条件の確保などを図るための労働福祉事業などを行うこと



出典：厚生労働省（2019）『厚生労働白書（平成30年度版）』ぎょうせい P134

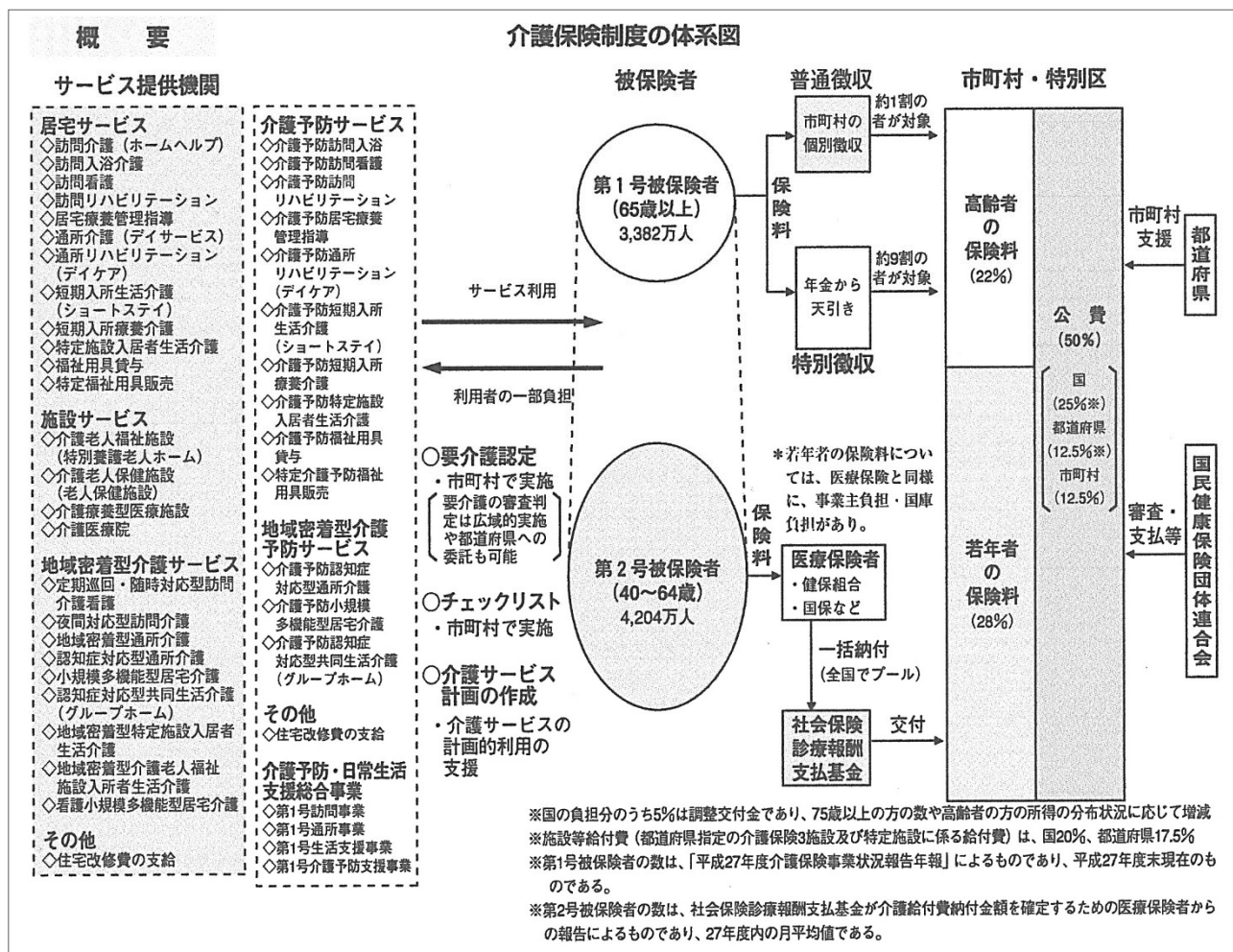
4) 雇用保険制度の概要

- ・政府が管掌する強制保険制度：労働者を雇用する事業は原則として強制適用
- ・雇用保険の役割 ①失業者・離職者への保険給付を通じて所得保障をし、その人たちの求職や能力開発を促進すること（各種の保険給付）、②求職者の再就職の支援や失業をできるだけ少なくする営みに対する助成などを通じて、雇用状況の全般的な維持改善を図ること（雇用保険二事業）。



出典：厚生労働省 (2019)『厚生労働白書 (平成30年度版)』ぎょうせい P155

5) 介護保険制度の概要



出典：厚生労働省（2019）『厚生労働白書（平成30年度版）』ぎょうせい P227

6) 社会手当

- 公費を財源に金銭給付を行うもの
- 主に子どものいる家庭で、一定の生活リスク（低所得・母子世帯・障害児がいる家族など）を持つ世帯に対して支給

	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当
支給要件	15歳の誕生日の属する年度末までの児童の ▷父母等に支給 ▷施設等設置者に支給	18歳の誕生日の属する年度末までの児童（障害児は20歳未満）の ▷父母に支給 ▷養育者に支給	20歳未満の障害児の ▷父母に支給 ▷養育者に支給
手当区分	▷3歳未満 ▷3歳～小学校終了前（第1子・第2子、第3子以降） ▷中学生 ▷所得制限以上	▷全部支給（第2子加算、第3子以降加算） ▷一部支給	▷1級 ▷2級
支給制限		▷児童福祉施設入所中は支給しない ▷所得制限あり	
費用負担	国2/3 地方1/3 被用者（3歳未満）は事業主負担あり	国1/3 地方2/3	国1/1

いとう総研資格取得支援センター（2019）『見て覚える！社会福祉士国試ナビ2020』中央法規 P136等を基に作成